

第 105 回 金融業務能力検定 (2010 年 5 月 23 日実施)

《模範解答》

・預金中級

配点は、特に記載のない限り、公表しておりません。また、配点・試験の内容に関するお問合せには、お答えできません。

成績通知は、6月30日の予定です。

社団法人 金融財政事情研究会
検定センター

合格基準 100 点満点で 60 点以上

【第 1 問】 (10 点)

番号	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
正解		×			×				×	×

【第 2 問】 (30 点)

番号	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)
正解	1	3	4	1	2	4	4	4	3	4

【第 3 問】 (20 点)

番号	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	(26)	(27)	(28)	(29)	(30)
正解	3	2	2	1	2	3	2	2	1	1

【第 4 問】 (40 点)

(31) 【解答例】

普通預金の払戻しは、預金者本人が、届出印鑑の押捺された払戻請求書と通帳を提出することにより行うことが原則である。したがって、本件は、預金者 A 本人からの申出ではなく、また、B は通帳を持参していないことから、このままでは払戻しに応じることはできない。M は役席者の承認を得たうえで、A 本人に連絡し、B に対して 5 万円を払い戻してよいかを確認してから払戻しに応じるべきである。

(以上の趣旨の記述があれば可)

(32)

(問 1)

正解 3)

(問 2) 〔 解答例 〕

成年後見人をして取引を行う旨の届出を受ける， 家庭裁判所による後見開始の審判があり，法定代理人として成年後見人が選任されたこと的事实を登記事項証明書により確認をする， 成年被後見人たるC本人および成年後見人Dの本人確認をする。

(以上の趣旨の記述があれば可)

(33)

(問 1)

	配偶者 B	子 C	孫 G
相続割合	2 分の 1 $(\frac{1}{2})$	6 分の 1 $(\frac{1}{6})$	12 分の 1 $(\frac{1}{12})$

(問 2) 〔 解答例 〕

遺産分割協議前に特定の相続人に相続預金の払戻しをする場合には，相続人全員の同意を得ることが原則であるが，葬儀費用に充当することを目的とした一部払戻し請求の申出については，申出人が相続人であることを確認し，申出金額が妥当なものであり，申出人の法定相続分内であれば預金の払戻しに応じることができるので，Cの預金払戻しに応じる。

(以上の趣旨の記述があれば可)